

豊明市行政評価制度 「事務事業」評価票

一般事務事業 経常事務事業 **建設事務事業**

第5次行政改革大綱第1次アクションプランとの関連
 有
 無

1 事務事業の概要

1-1 事務事業の名称	市街地内の狭隘道路の改善事業								
1-2 担当	部	経済建設部	課 又は施設	都市計画課	係	都市整備係	評価票作成者	都市整備担当係長 下廣信秀	
1-3 総合計画における施策の体系	節	都市基盤・産業振興 「いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくり」			基本施策	市街地整備・住環境整備		コード	3 2 1
	項	市街地・住宅			単位施策(中)	住環境整備		コード	3 2 1 1
		市街地・住宅			単位施策(小)	市街地内の狭隘道路の改善		コード	3 2 1 1 2
1-4 事務事業の目的の精査	対象と対象の数	南部地域狭隘道路地区		意図(対象を事務事業によってどのような状態にするのか)		市内における狭隘道路地区の現状を調査し、今後の整備指針とする。			
1-5 事務事業の内容	市内南部地域における狭隘道路地区について、現況調査を実施する。								

2 事務事業実施の状況

2-1 事務事業の実施における基本認識		事務事業実施にあたって心がけた改善の取組み	社会状況等の事務事業がおかれる環境把握	市民ニーズの認識
	平成18年度	地元住民の理解が不可欠である。	生活道路となっているため改善が必要である。	地元住民は狭隘道路の改善を希望している。
	平成19年度	〃	〃	〃
	平成20年度	〃	〃	〃
	平成21年度	建築行為等に係る道路後退用地及び隅切り用地に関する要綱を新規に制定した。	〃	〃
	平成22年度			
	平成23年度			
	平成24年度			
	平成25年度			
	平成26年度			
平成27年度				

2-2 総合計画における単位施策成果指標	事務事業成果指標名	前期目標値(単位)	後期目標値(単位)	指標の説明
	調査進捗率(%) = 個別事務(調査済延長) ÷ 全体の事務(道路延長)	59(%)	100(%)	狭隘道路の調査の進捗状況を表す指標

2-3 成果指標に係る活動実績とコストの推移(アウトプット分析)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	活動実績 a(単位)	0	0	23.1(%)	55.4(%)						
	直接事業費 b(千円)	0	0	0	0						
	人件費 c(千円)	0	0	1,987	2,582						
	合計コスト d(b+c)(千円)	0	0	1,987	2,582						
単位コスト d/a(千円)	当たり 0	当たり 0	1%当たり86	1%当たり47	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	

アウトプット実績(活動数値)の補足説明 → 6,457千円 × 4人 × 0.1 = 2,582千円

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
2-4 成果指標に対応する実績と達成度の推移	指標対応実績(%)	0	0	23.1	78.5						
	後期目標値に対する達成度(%)	0	0	23.1	78.5						

3 事務事業の自己評価結果

3-1 評価結果 (アウトカム自己分析)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
単年度 担当課評価		-	-	A	A						

4段階評価結果
 A : 上位目的である施策に貢献しているため継続する
 B : 事務事業の実施手法や環境(予算的・人的)に改善が必要
 C : 縮小等、事務事業としての見直しが必要
 D : 事務事業の廃止が相当

判断の基準
 必要性(必要な事務事業であるか)
 公共性(公が実施する意味があるか)
 妥当性(ニーズに対して投入が適正か)
 効率性(結果に至る活動に無駄はないか)
 有効性(活動の結果が上位の目的に貢献しているか)
 市民満足度(事務事業が対象にしている市民を満足させているか)

3-2 評価の内容		今後の環境変化を踏まえた課題認識	次年度に向けて改善する取組み	事務事業の担当課としての単年度の取り組みの自己評価
平成18年度		地元住民の状況把握が必要。	調査結果を分析し地元住民に周知をしていく。	地元住民の狭隘道路改善についての考え方を把握していく必要がある。
平成19年度		〃	〃	〃
平成20年度		狭隘道路の現況把握と位置付けが必要。	引き続き調査を実施する。	狭隘道路のうち建築基準法第42条第2項道路の該当箇所を洗い出す作業を実施している。
平成21年度		狭隘道路の対象とする道路の判定が必要。(道路管理者の意向も必要となる。)	市の関係部署の職員による狭隘道路の判定する組織を立ち上げる。	建築基準法第42条第2項道路の洗い出す作業がほぼ終了し、道路後退の指導要綱を新規に制定した。
平成22年度				
平成23年度				
平成24年度				
平成25年度				
平成26年度				
平成27年度				

4 事務事業の総合評価結果

4-1 総合評価の結果		結果	審査会による改善方向の指示
平成18年度		-	
平成19年度		-	
平成20年度		A	継続して事業を進めること。
平成21年度		A	継続して事業を進めること。
平成22年度			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			